

平成十五年法律第四十三号

独立行政法人環境再生保全機構法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 業務等（第十一条～第十六条の二）

第三章 雜則（第十七条～第二十条）

第四章 罰則（第二十一条～第二十二条）

附則 第一章 総則

（目的）

この法律は、独立行政法人環境再生保全機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人環境再生保全機構とする。

（機構の目的）

この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人環境再生保全機構とする。

（機構の目的）

この法律及び独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発、熱中症対策に関する情報の整理等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（中期目標管理法人）

機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

（資金）

機構の資金は、附則第三条第五項及び第四条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十

四条第一項の公害健康被害予防基金又は第十五条第一項の地球環境基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととする。

（役員の職務及び権限等）

理事長は、理事の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（理事の任期）

理事の任期は、二年とする。

（秘密保持義務）

第八条の二 機構の役員若しくは職員又はこれらにあつた者は、第十条第一項第八号から第

十号までに掲げる業務に係る職務に關して知る

ことのできた秘密を漏らし、又は盜用してはならぬ。

（役員及び職員の地位）

機構の役員及び職員は、刑法（明治四十

年法律第四十五号）その他の罰則の適用につい

ては、法令により公務に従事する職員とみな

す。

（業務の範囲）

機構は、第三条の目的を達成するため、

次の業務を行う。

（資金）

公害に係る健康被害の補償に関する次に掲

げる業務を行うこと。

イ ばい煙発生施設等設置者（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百十一号。以下この項及び第十二条において「補償法」という。）第五十二条第一項のばい煙発生施設等設置者をいう。）及び

一項の特定施設等設置者をいう。）からの污染負荷量賦課金（補償法第五十二条第一項の汚染負荷量賦課金をいう。）及び特定賦課金（補償法第六十二条第一項の特定賦課金をいう。）の徴収

ロ 补償法第十三条第二項の規定による支払納付

ハ 补償法第四十八条の規定による納付金の納付

（業務の運営）

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととする。

（理事の職務及び権限等）

理事長は、理事の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（理事の任期）

理事の任期は、二年とする。

（秘密保持義務）

第八条の二 機構の役員若しくは職員又はこれらにあつた者は、第十条第一項第八号から第

十号までに掲げる業務に係る職務に關して知る

ことのできた秘密を漏らし、又は盜用してはならぬ。

（役員及び職員の地位）

機構の役員及び職員は、刑法（明治四十

年法律第四十五号）その他の罰則の適用につい

ては、法令により公務に従事する職員とみな

す。

（業務の範囲）

機構は、第三条の目的を達成するため、

次の業務を行う。

（資金）

公害に係る健康被害の補償に関する次に掲

げる業務を行うこと。

イ ばい煙発生施設等設置者（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百十一号。以下この項及び第十二条において「補償法」という。）第五十二条第一項のばい煙発生施設等設置者をいう。）及び

特定施設等設置者（補償法第六十二条第一項の

一項の特定施設等設置者をいう。）からの污染負荷量賦課金（補償法第五十二条第一項の汚染負荷量賦課金をいう。）及び特定賦課金（補償法第六十二条第一項の特定賦課金をいう。）の徴収

ロ 补償法第十三条第二項の規定による支払納付

ハ 补償法第四十八条の規定による納付金の納付

（業務の運営）

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととする。

（理事の職務及び権限等）

理事長は、理事の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（理事の任期）

理事の任期は、二年とする。

（秘密保持義務）

第八条の二 機構の役員若しくは職員又はこれらにあつた者は、第十条第一項第八号から第

十号までに掲げる業務に係る職務に關して知る

ことのできた秘密を漏らし、又は盜用してはならぬ。

（役員及び職員の地位）

機構の役員及び職員は、刑法（明治四十

年法律第四十五号）その他の罰則の適用につい

ては、法令により公務に従事する職員とみな

す。

（業務の範囲）

機構は、第三条の目的を達成するため、

次の業務を行う。

（資金）

公害に係る健康被害の補償に関する次に掲

げる業務を行うこと。

イ ばい煙発生施設等設置者（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百十一号。以下この項及び第十二条において「補償法」という。）第五十二条第一項のばい煙発生施設等設置者をいう。）及び

特定施設等設置者（補償法第六十二条第一項の

一項の特定施設等設置者をいう。）からの污染負荷量賦課金（補償法第五十二条第一項の汚染負荷量賦課金をいう。）及び特定賦課金（補償法第六十二条第一項の特定賦課金をいう。）の徴収

ロ 补償法第十三条第二項の規定による支払納付

ハ 补償法第四十八条の規定による納付金の納付

（業務の運営）

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととする。

（理事の職務及び権限等）

理事長は、理事の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（理事の任期）

理事の任期は、二年とする。

（秘密保持義務）

第八条の二 機構の役員若しくは職員又はこれらにあつた者は、第十条第一項第八号から第

十号までに掲げる業務に係る職務に關して知る

ことのできた秘密を漏らし、又は盜用してはならぬ。

（役員及び職員の地位）

機構の役員及び職員は、刑法（明治四十

年法律第四十五号）その他の罰則の適用につい

ては、法令により公務に従事する職員とみな

す。

（業務の範囲）

機構は、第三条の目的を達成するため、

次の業務を行う。

（資金）

公害に係る健康被害の補償に関する次に掲

げる業務を行うこと。

イ ばい煙発生施設等設置者（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百十一号。以下この項及び第十二条において「補償法」という。）第五十二条第一項のばい煙発生施設等設置者をいう。）及び

特定施設等設置者（補償法第六十二条第一項の

に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十七条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十七条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第一百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年二月一〇日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一

から

二

まで

略

第一

から

二

まで

第一

から

三

まで

第一

から

二

まで

第一

から

三

まで

第一

から

四

まで

第一

から

五

まで

第一

から

六

まで

第一

から

七

まで

第一

から

八

まで

第一

から

九

まで

第一

から

一〇

まで

第一

から

一一

まで

第一

から

一二

まで

第一

から

し出資されたものとする。この場合において、
機構は、その額により資本金を増加するものと
する。

3 前項の規定により政府から出資があつたもの
とされる同項の財産の価額は、指定日現在にお
ける時価を基準として評価委員が評価した価額
とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項
は、政令で定める。

附 則（令和二年六月二十四日法律第六三

号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行
する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、当
公布の日から施行する。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置
は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八

号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一二日法律第二三

号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 第四条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律による改正後の規定
の施行の状況について検討を加え、必要がある
と認めるときは、その結果に基づいて所要の措
置を講ずるものとする。